

上野原市商工会優良従業員表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、上野原市商工会（以下「本会」という。）における会員事業所の従業員で、同一事業所に継続勤務し、品行方正、勤勉誠実職務に精励し、他の模範となる者を表彰することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の区分)

第2条 表彰は次の区分により、表彰状及び記念品を授与してこれを行う。

- | | | |
|-----|--------------|-----------|
| (1) | 商工会長表彰 | 5年以上の勤続者 |
| (2) | 市長表彰 | 10年以上の勤続者 |
| (3) | 山梨県商工会連合会長表彰 | 15年以上の勤続者 |
| (4) | 山梨県知事表彰 | 20年以上の勤続者 |

2 勤務年数の算定は、毎年4月1日の満年数による。

(被表彰者の推薦)

第3条 表彰者の推薦は、雇用主が所定の優良従業員表彰候補者推薦書に該当事項を記入の上、本会会長に推薦するものとする。

(表彰の決定)

第4条 表彰の決定は、本会会長が理事会に諮りこれを決定し、雇用主に通知するものとする。

(表彰)

第5条 表彰は、毎年11月又は適当と認めるときこれを行う。

(負担金)

第6条 表彰該当者負担金として、本会会長は必要に応じ雇用主より負担金を徴収することができる。

(名簿の保存)

第7条 本会は、表彰者名簿を備え付け、追番号を付して永年保存するものとする。

(その他)

第8条 本規程に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が理事会に諮り決定するものとする。

附 則

(実施の時期)

この規定は、本商工会成立の日から実施する。